

改正後

改正前

金属鉱業等鉱害防止準備金に関する明細書

(平成 年分)

氏名 _____

特定施設の所在地及びその種類	①	()
積立限度額 当該特定施設に係る鉱害防止積立金として 鉱山保安監督部長から通知を受けた額	②	
積立限度額の計算 (②のうち鉱害防止積立金として支出した額)	③	
本年積立準備金の額 (③以下の金額)	④	
翌年繰越額の計算	年初現在の準備金の額	⑤
	本年中において総収入金額に算入すべき金額	⑥
	本年積立額 (④)	⑦
	翌年繰越額 (⑤ - ⑥ + ⑦)	⑧

(新設)

改正後	改正前
<p data-bbox="405 400 864 424" style="text-align: center;">金属鉱業等鉱害防止準備金に関する明細書</p> <p data-bbox="181 480 1102 536">この明細書は、青色申告者が租税特別措置法第20条の規定による金属鉱業等鉱害防止準備金の積立て又は収入金額算入を行う場合に使用します。</p> <p data-bbox="199 552 1010 572">この明細書は、金属鉱業等鉱害防止準備金の積立て等を行う年分の確定申告書に添付してください。</p> <p data-bbox="181 624 293 644">1 記載要領</p> <p data-bbox="199 655 1102 711">(1) 「①」欄には、特定施設の所在地を記載するとともに、()内に「坑道」、「捨石の集積場」、「鉱さいの集積場」の別を記載します。</p> <p data-bbox="226 727 1102 815">(注)「特定施設」とは、「金属鉱業等の用に供される坑道及び捨石又は鉱さいの集積場(その使用の終了後に坑水又は廃水による鉱害を生ずるおそれがないものとして経済産業省令で定めるものを除く。)」をいいます。</p> <p data-bbox="199 831 1102 887">(2) 「③」欄には、鉱山保安監督部長から受けた鉱害防止積立金に係る通知に基づき現実に支出した額を記載します。</p> <p data-bbox="199 903 792 924">(3) 「⑤」欄には、前年分のこの明細書の「⑧」欄の金額を記載します。</p> <p data-bbox="199 940 1102 1027">(4) 「⑥」欄には、金属鉱業等鉱害防止準備金の積立金の必要経費算入の適用を受けた青色申告者が、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第9条の規定により積立金の取戻しをしたこと、任意に取り崩した事等により積立金を総収入金額に算入すべき場合に記載します。</p> <p data-bbox="181 1043 277 1064">2 提出先</p> <p data-bbox="217 1075 439 1096">納税地を所轄する税務署長</p> <p data-bbox="181 1112 293 1133">3 根拠条文</p> <p data-bbox="217 1144 927 1165">措法第20条、平成15年改正措置法附則第73条第1項、平成15年改正前の措法第20条の3</p>	<p data-bbox="1189 360 1317 389" style="text-align: center;">(新設)</p>